

平成 17 年 9 月 30 日決定
平成 19 年 11 月 20 日一部改正
新開発食品専門調査会・添加物専門調査会

新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループの設置について
ー「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に係る食品健康影響評価の進め方ー

1 経緯

- (1) 平成17年9月20日付けで厚生労働省が食品安全委員会に意見を求めてきた「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に係る食品健康影響評価については、同年9月22日の食品安全委員会において、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとされた。
- (2) しかしながら、合同専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いことから、効率的な調査審議が困難であると考えられる。
一方で、今回、意見を求められている事項は、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」であり、その中でも「特殊な遺伝子組換えラット」を用いて行われた発がんプロモーション作用を確認するための実験の評価等の発がん性に関する評価が主たる審議事項である。
このため、新開発食品専門調査会及び添加物専門調査会だけでなく、化学物質・汚染物質専門調査会等の他の調査会に属する発がんのプロモーション作用、脂質代謝等に詳しい専門委員の参加も必要であると考えられる。
- (3) これらの事情を踏まえ、9月28日の新開発食品専門調査会及び同月30日の添加物専門調査会において、発がんプロモーション作用の専門家、脂質代謝の専門家等からなる合同ワーキンググループを設置し、審議することとされた。

2 運営

(1) 合同ワーキンググループ(WG)の設置

新開発食品専門調査会及び添加物専門調査会、両専門調査会の下に、発がんプロモーション作用の専門家、脂質代謝の専門家等からなる合同ワーキンググループを設置する。

(2) 合同ワーキンググループ(WG)の構成

合同WGは、新開発食品専門調査会、添加物専門調査会及び他の関連する専門調査会に属する専門委員若干名により構成する。

合同WGには委員の互選により座長をおき、座長が議事を司る。

また、座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者に参考人として参加を求める。

(3) 評価結果の取り扱い

合同WGの評価結果は両専門調査会の了解を得て、両専門調査会の評価結果とする。また、合同WGの検討状況は、適宜、両専門調査会に報告する。

新開発食品・添加物専門調査会
合同ワーキンググループ

(50 音順)

池上 幸江 (大妻女子大学家政学部教授)

上野川修一 (日本大学生物資源科学部教授)

菅野 純 (国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター毒性部長)

立松 正衛 (愛知県がんセンター研究所副所長)

林 真 (国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部長)

福島 昭治 (中央労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター所長)

三森 国敏 (東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授)

山添 康 (東北大学大学院薬学研究科教授)

山本 精一郎 (国立がんセンターがん対策情報センターがん情報・統計部がん統計解析室長)

吉田 緑 (国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部第二室長)
